谷集六

口 13
2931

口18
2931

昭和3.7.1

下谷集巻之上

去水五味均平蔵

源君英

若人

[illegible]

所詮、清らかなる心ばせ。世界一家、四海皆兄弟の
ごとく、人と交はるみ道。強いものにへつらはず、弱
き信仁慈をもって接待せば、ほのぼのとして、春
長閑の景かな。扨人二三百人の小坊主。主従の除夕
礼花開き、礼花は一整とあるべし。子丑寅の歌、主従乃
除の礼花は、出候礼花は、整へて。日夜上下をさかなし
ゆゑ、小者二三人、石清水出。主従の礼帯、子丑の歌、
なるべし。主従の礼帯。分別の大人、庭掃除
きあるれば小身の士、出合とて、此辺とおもふ食堂
おのく。人はらひ。京都の町人、大坂なる商の行へ
出遣て。つゝがなく、石清水へ、変なり。京都とても、
出盛一、行きのみ、始まる。主従は清水なり。
第月たてないあり。但楽屋はつゝ清水へ。
よりと合乗。石清水と、ゆれ大坂方迄
さやかなる乗。大坂にて、主従。いさかとて、
北や、部屋に、未作。人の大半、先ゝ、
西へ、家人と、船別、
石清水事

一 君親よりは人朋友に交りて書よに、親しみ、
意ありやうきとの事、殊儒ありて、親しみて、
常会仏たし、教諭を、
もって、仁義を、

事をいひ人。偽こゝろを自ら過ち軽なるに。竟に
同断なるべきこゝろなり。却て後悔拘泥の見解なり。
但逆境に過て深く悔ゆる事あるとも学問をもつて
常に為善の道に自安すべきことを思ひて有るべし
人の順逆によらず人こゝろだに

一　人を信交るに隔なかるべし和せざるは人の仁義
合理の本たるに基き信義忠誠の和を重ずべし
言語を飾るも心ばせを平和にして相あきなひ
なる心にてはあきこゝろの事もつてなり。平和のまゝ人に
対といひ親疎の区別の厳敬なきは俗
情の在る所にて真誠の意地なきなり。誠なる者は

自常人と異なる故。朋友の交り薄く深かるべし
なりて。高深へおのづから。重人の仁は平常なるを尚
まで。向上意異乃を以て為す事は
時き為と。この言は仁に出て。平常なる時。求まるべし人
和する也。若年人を書を
何なる所の為にして。異なる所あり。ふるひて変ずべ
上なるは。ときに対あるべきのみを人の仁なる
所なるべし。海内一流の異学なるは平古孔子の
見賢則思斉見。不賢則内自省といふ。仁義の中より
学ぶべきを父子もつべき人あらば。義を為んとすれば
ときに父なるべきの。義なるの中。義人を為んとすれば。義人

[illegible]人あり。[illegible]人[illegible]ほろぼしと見て。[illegible]にくみ[illegible]
又人のあしきを見ては。[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]人と[illegible]と[illegible]有る
第之[illegible]て[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ものなり。王陽明道ハ[illegible]ハ
[illegible]ものハ[illegible]。[illegible]ハ[illegible]と。論語[illegible]と家[illegible]
[illegible]て新第と有らハ[illegible]。直[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]て[illegible]
[illegible]と[illegible]ハ[illegible]。[illegible]
上達[illegible]。[illegible]ハ[illegible]。古今の[illegible]と則て[illegible]。[illegible]
上達ハ[illegible]と[illegible]を[illegible]と[illegible]ハ[illegible]。[illegible]と[illegible]て
[illegible]と[illegible]。王陽明傳[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

姑[illegible]新[illegible]。自[illegible]ハ[illegible]。宋陽主一無欲の数ハ
[illegible]て[illegible]ハ[illegible]。[illegible]

東島川氏

世[illegible]何と[illegible]ハ[illegible]と[illegible]
心平坦易直ハ[illegible]て何の[illegible]
[illegible]のみハ[illegible]
[illegible]

岩成瀬氏

一 上[illegible]門不出意ハ出[illegible]上。[illegible]も近年困窮。中ハ[illegible]出[illegible]の
[illegible]上の[illegible]門不自出ハ。梨地[illegible]
[illegible]ハ[illegible]平[illegible]と田[illegible]ハ[illegible]。事[illegible]

[illegible]氏の国[illegible]ハ。[illegible]ふて[illegible]ことはなくして[illegible]ふてひ[illegible]
[illegible]用而愛人。[illegible]の[illegible]
[illegible]

一獻廟の[illegible]時奉行ともの裁判と申[illegible]簾の内にて直に[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]。[illegible]ハ[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]

[illegible]

朱子曰自秦以来無人識敬字主程子方説得主一無敵

身在是則其心在是而無一息之離事在是則其心在是

而無一念之雜又曰若有事則此心事在這一事上無下

則此心湛然湛然其心湛静如止渕水のたとへなきを云

一程子曰敬下驅不起敬といハ常ハ馬ハ生心持ハ[illegible]

英。人馬ハ生ハ[illegible]ハ一念も[illegible]ハ[illegible]

[illegible]。[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]

[illegible]

ゆゝ敷きものハ。士農工商共に其業を勤めるこれの事と。さて
張国の風俗（文武の不能）と立て事よりと法こうのやゝ小技事ハ
はきかさき事と。百人の百人ハ用の常道なれハ士農
工商の共のつきかさき事と造とせんや但儒者ものゝ外
のこふて長る共ハあるしこれをべたれハ大なるとゝ成ようう
つ仕てこのこと意勿。況静の人となりたる由て有り。
扨て百人の学ハ仁義を行ふを以て先とす。学を有道
有る義を求しるる義を論りやもし。道の学ハ難念のきと
此。徒こ論と学ものを道の外。求む。拾ふ論りかゝ況人
本来動あるれハ又活動。活あるれハ不能安念に達業ノ
方難して益おき所。其人仁義を行ふ所ハ難念用を

おといふ世ふ。芸ふて諸海の藩屏と完む事武の事ハ
常こ大すきかゝハ歩ろうきて他人とともに他人と
かゝはづして。好策を出あひ。他と拒る曲らる事多ゝ
奉りの御ふをこと能ハ。ゆ見ゝ曲直と差てこと
能ハと能とハふ。ふれ。他人他人とたゝ不ハ意ハ何で
奉りの裁判とまん出ふと出たること

一 大ぜんさに存ハ要昆の共ハ以て深の流ふ事海ものこと

岩来藤氏ノ年行蔵の人也

一 大凡あなの用ゝて小き異ハの事ハ造化の自然也。単体と
ハて。ハ。松ハ百株ハ。ハ。ハ皆同ゝ。松の木也。たとハ小ハな
乃全て心赤ハ松樹と知ハ大なる同ハれハ。海事と同ゝ

同じ大きさにて極めて同じやうに。無数疎密同じきい
ろ〳〵ゆゑ一二なれども小の違あり。又砂石を以ていれたと
千万集めても同じ大きさ。同じ重さ。同じ形。同色にて
色彩ひたるいろあきあれども生物と成ていると輪石と成るも
白色なるも班なるも同じく輪と成て。小児なれども他物と
異なる。是大の同じきと。同じ大きさ。同じ形。同色。同
じ物ひとつ。一万の石にても是なり。是小つゝ異なる人物
面〳〵異なり。同じく是人なれども。同じ声同じく
性と同じく面同じ同じく。色同じく。紀度も延路
同じきに百人一人に至る。其人極酒のあるかしなきを酔醒
酔て乗と酔て乗と酔ている。是河国第とあるべきあるべ

極て是なる同じくして小つゝ異なる造化の自然なる
物ゆゑ人の性も又然り。皆同じく惻隠羞悪辞譲
是性の心なり。皆同じく父母と兄弟と君と朋友と
孟子曰人性皆善と。是不消化の道理なり惻隠羞
悪の心深物の義なり。父母と兄弟と君と小つゝ異
深有物ゆゑ孔子是と性相近と宣へり。是は孟子の性
善といふる孔子のお過と宣へり。是は孟子の性
論の三天性の性善説の性と言ふ一致の言葉なり。宣儒
本然の性といひ。孔子は三変質の性といふ二変と云て孟子は天理
頂辞待稽古書 [illegible] 是辞ずるは種々の義彰
なり。是の通は天理やむる物は性と云事也

性情の説はいかん。童賢の性といふは浩然の氣なり
孟子曰人皆有不忍人之心云々又曰孩提之童無不知愛
親之云々孟子の性善といふは人心の性善といふなり。人心は直者の
人情を以ていふ。朱明儒は別に天の陰陽五行の理を兼ねて
人物万物の性とおしへ。物の本体は純粋至善にして人倫
萬物に異なる事なし。さるに今日賢愚あるは何故ぞ。
清濁物欲乃関養の説。是朱明儒の心学の性善也
今孔孟の人情を以ていふ説は別に本体をいふと云て
さる虚説。宋儒の説は別に本体をいふと云て
御也。孟子の説は万人日用の事行なれば性を説て五倫を
今の面前の事に即て空虚乃説に非ずべしや

孟子曰人性善と云ふは。財貨の性は貪慕。於の性は直。於
の性は恭。於の人倫の性は聖。於の耳目の性は聰。於
事物の理は明。是皆人の性也。後儒本然の性と
云ふ。是人の性は善と云ふ。倉頡文字を
元字利貞の性と云て純粋至善の性とする。今の一の
貞字乃性事といふ。天命の性とは一切横渠の
たぐひにいふ。是造化の自然と知るにあらずや。夢寐
物の性の本体は清明の理也。孟子の
活性の面より出る説也
小人異物の説は造化の自然なりといふ。たとへば銃にの
模を以て鉄砲出と稱ふべ八是百姓用ふ

因なるべし。人なるが故に。本撲を以て土偶人を作る。
皆固〳〵偽りなり。是又人なるが故に。其人の性を
純粹に若干見るべし。其形すでに其形すでに
なるべし。人なるのみにて。其心なるものの如
とふ文を見るべし。

一 人道は亦形の見諸す。悉符合するの異同
なきは是形の論なり。而て人之。其偽り論は小賢王
賢臣お過ぎるも亦是なり。其同邪は。是唐虞の世
禹皐陶より夔龍に至るまで。吁咈なる所
仁齊童子問の問は道は天地間自言の如き所不待命
有りて。其論なるは如何なるか。信実なるべし。

不実なるは何〳〵。君父に孝なるは道。不孝は是
なるべしとすべし。人の言ふべきなり。天地自然の理なる
中庸の首章。天命之謂性。率性之謂道。人の天性なる
分たるを性と謂ふ。法に率ふを謂ふ道。人の天性なる
愛敬を以て其事とす。猶捉へ童子邪を
天地自然の理なるを知らざるの人の
道とは也。下の文に天下の達道五。君臣父子夫婦朋友の
交なりと。皆是人の性に率ひ法るものなるべし。是人倫
これを達道とす。達道なるが故に
人の人の性に率ひ法るべし。故に須臾も
道を離れざるべし。治国天下の人倫を
なすべし。此は達

一 仁義禮智は天然の理。人の性分にはもとより具はれる物なれども、是れ物の性なり。人と物と稟受の時、仁義禮智の德を受くるなり。故に孟子の言ひしごとく、仁義禮智は我が固有の德なり。

一 堯舜文王孔子の道は、仁義禮智を本とし、天下國家を治むるなり。皆天然の道なり。後儒の學問は、其一分の見識にて、治藻を施すなり。見識は人々に異なり。堯舜の道は天然の理なり。文王の道は天然の理なり。堯舜文王孔子の道は、天下萬人の道なり。後儒の見識は、天下萬人の道にあらず。一儒の見解なり。堯舜文王孔子は、聖人なり。等の説なり。

一 天地の間、天道の活潑潑なる、人道の活潑潑なる、本源は一なり。金石の如き堅固なるものも、其中に活潑潑の氣あり。故に金石も時に流れて、金水は活潑の屬なり。水の流るるは、活潑潑の氣なり。而して活潑潑の氣は、陽なり。又雨露の潤ふ時、草木の活潑潑なる、是れ活潑潑の氣なり。

一 後世の學問は、活潑潑なる氣を失ひ、物にて物を精しくするのみ。本末源流を失ひ、枝葉に重きを置く。幸那に、活潑潑の氣、異なる時は、枝葉の見識、異なる。故に同道。又曰、一以貫之。其旨明なり。

百の自然の理を、活潑潑なるものなり。幸那、第二の説なる時は、百の理、いまだ明らかならず。故に一貫とよめり。此解なり。

なるべきなり。方程、必ずしも明らかなるべきにあらず。故に一貫の説、明らかなるべきなり。

此説にて、一以貫の説、明白なり。

べしと。士農工商一国の居となるべき事なれば一編の見解也。古の所謂教とは。只道のみ合と入て大なるかなるものといへり。士農工商たがいに其職をつとめ教を主一之道と唱るも稽伊川より初まれり

一 我等学問と大に異あるは仁斎は儒教我等は士流にとりかへ異有也。但し文学流りはたらきに不存事

一 孔子蔵書五車人皆いう程也。しかるに二四五車也。上周公の業弱冠小慧或は偏頗或は過去ふて見いるもの時に何とも すまるもしなき あと安なは ここに拠て学問蔵書人傍学のみにて実用殺の人を見て。さて人大福ある者なり教因なる

彩ひたて。其人の福なる者あり。教化者の教ひたて。此れと人と同じて。誠と云ふ事なり。上周公の時。上周公不能不従ず上周公

とて。不主論に船橋となり。いふ心を下周易述覚意曰天

同心其利断金。二人同心之言其臭如蘭断金と事能遠也

如蘭とは人善服也

若人世氏

一 農人世はしられる。何てい実父世と一律の教なり。人の為なるとて持と一人たるし稽とて。年老て他人と

ふとこれとたのうなるとて心細きを体察せられて。いとき

ゆり可はかりてい程実人生せたんが知めるあるとも大切

なる知。知能向りとは是也。父なるし親君臣とおとの士農工

睦と云ふ者は。父子を親といへり。父子の際ハ親愛のうへにて
義理の出んさい其筋にしは。父子の際に義理をなして是れか
和合する事ハなきものにて有。此方よりハ親むのことを心よて
あれとの善悪にハ目と附ら隔しくて。爾等に善事父母と
孝養とよふに睦の字とハちかひて。右の字ハ和順の意也
父母に随ひ隔つるにハ和順をなして宗とし。たとひ儀節せ随ふ
てし。和順なるよりハ善事にハ行まて。和順とハ別義なりす
随分父母のきげんをこれ父母の心の應むやうにするの之也

一 人の毀りに動くへからず。あしきことハ証し給。人の家を毀りハ
此方の不足に事ハ人し。めんめんのかれハ。人の毀るとゆへハ
先家り立往なし給也と自分も依なるよしは何と面白思ハ
行くは。但譏を患へて皆も人事ハ必大概意の如く有様よ。
譏を絶て肴家して年若の人に気遣ひかよくは。論なく
孝子と云ハ其も出家たのことをふして正しきことのきりかく給。
我法体の上よりはき。好み好し悪ハ。人の身の麻を着て。
たまたま全く諸に諸行は何麻し成き人の上手といふ人とも
当世なる不能とし。されと家に難き仕合せ遣ハ人し
とかくといふものの也と一心に

一 謙従の事也の申したる則よし。たまたまは。論語に曽子の
いはく人への安んするし也
再答戸母氏
人の毀りに動かずとの事。再出よ書物とくなれハ人の

歎りよ。歎くるハ何事。貧と酒と云ふものも。人の殺と為ふ
たの通くに。貧と酒ハ百害あり。其て天下のす作事し
不仕なくして。蓋ハ仕ハ無。故に天ぢれハ雨天あり春秋あれハ
貴賤あり。貴あれハ賤あり。若あまハ必ず。苦あれハ楽有。
是天地の自然也。君子ハ是を自然のまゝに任て和と右新
為よ其強中の楽さ。人たらハ(き)ハ何ぞ。是孔顔の
歩也。手拍子曰。安楽ハ貧賤の楽ハ。境界の楽ハ。
誠に功夫を尽くしハ。又何老新立世の用ハ遠ることなの也
なりて。是皆の事ハ。ハ若遠速し。是人生の命
数也。力の及ハ不ハ有ハ。是ハ。是ことに其ことすして其
侍例の和合に仕て楽して世をすごすべくハ

一 同歳ゑ遠とて其ことに行くるハいろ　若。ハ子ハ子ハ是を
世界の。富貴。貧賤。ハ若ハ(ハ)ハ有ハ
　　若ハ是也

一 取悪友悪食の言雑世ハ。食ハ好き酒也。是て人ハ也
ハ知ハ子ハ。ハ是ハ天地の自然也。ハ是ハ食に熟ハ
安楽自然の世界也。尾(キ)年二十ハ著ハ如き。ハの有ハ茅葺
自然なる。若ハ他ハ有ハ。ハ布ハ未婦ハ未ハ之ハ
楽ハ有ハ是ハ。ハ是ハ子ハ。ハ是ハ子ハ。ハ是ハ子ハ
ものも。ハ人ハ。ハ他ハ。ハ是ハ。ハ是ハ。ハ是ハ
荒木田氏延ハ歌ハ
ハ是ハ子ハ。ハ是ハ世界ハ。ハ是ハ。ハ是ハ。ハ是ハ

上後ろ[illegible]。時[illegible]京都西寺町と云所の百姓[illegible]
淨土院[illegible]所の[illegible]。迫田宗乃
和尚等八九人[illegible]。辛坊の[illegible]。[illegible]
云[illegible]。[illegible]と評[illegible]ふ一人[illegible]云ふ[illegible]檀那中と[illegible]
[illegible]と集む事いでこんや。辛坊と云ふ人[illegible]の
[illegible]檀那中[illegible]。一人[illegible]云
[illegible][illegible]云[illegible]一人[illegible]云
[illegible]時[illegible]中にて[illegible]門の[illegible]
云て事[illegible][illegible]。[illegible]一人[illegible]
いで[illegible]。[illegible]

[illegible]。[illegible]

老僧曰。愚按[illegible]。辛坊の人[illegible]。[illegible]
その時[illegible]。辛坊[illegible]
云[illegible]。老僧曰。[illegible]
[illegible]。辛坊[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]

一 十五志学の章の事。古義の説是也。程子・胡氏説。朱子の説
[illegible]。[illegible]
前後[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]

いひたるなり。拙稚生知明膚少て。人情時事の周旋
拙なることと思ふ時は。勉強せずして引込居る。是所謂生知
無能。然るに道義盡なきを恥て年来後の学問
三年学て学ひたり。道一きは精しくなる。年学て
なりて能人の精しきに如ず。如の如し。古人と雖も年
情き能。世務と雖も未知。然るに我年少なるに
来三年間は志立ちもしぬ。此次は三年学ぬ年の前後を
のこ心ふ。多有つるが。今は一年学て学ぶる者と
見なす。夫なの那は今一人都成の聖人なりこれと見なす
一日学て今日これを知る。是学て知るのこと也。只生知
学て知る。是所謂自覚共道而人共覚之者也。夫
十分なる人は力量に於て生知の聖人なるべし。
十人の働はあるいは。七八歳の比一人力なりて十四五歳にして三四
人分の力を業と為むこの者小。能習学の如く
なり終に年限ふして十人の分と為むべし。力業
きこひして力をこの海を年月とこさい。年限累こ
ゝ。夫人の働を三つに分ける。夫人心生知なり。小学と為す。
積仁義の為に天下古今の事に通ず。若学問
法学人は。是を以て有人。つゝも拙なると程子朱氏学問の教の
学なり。聖人徒梅の説なるこゝ。ゝ落れり。学問の教乃
為なる。是学と為す。大学なり。効験を学問に求む。
ゝ。ゝ。聖賢の者人なるこの論の為なり。孟子東城ハ

かをういふうし。為十年の保養の功なり。今如此といふ。
いまに人の誠のおなれとして。永十五歳を隔たりき。保養の
力なり。二年業なり。聡三年。法師なり。法師なり。
保養の功なり。世の風なり。湯道なり。ものいにあたかも
なきなりと。孔子の学者の門徒の
おもふ。孔子。孔子の門徒と。
為愚なりと。二年なり。三年なり。
ものいに。ものいふ。門人の為なり。
漢の儒人。聖人と。
他なる事と。

一 顔子三年而亜聖とよばる。子夏三年而三年而不愚顔子
都て夫子の道を学ぶ。門人の同。愚。聖人といふ。君仁男
兼備して極よりたるなり。於門人同。兼法世とし
いまし夫子の道に居す。強いまし夫子の熟学した居す男
いまし夫子の大なる。居す。是可謂異体而激なる。夫子
自ら自深也。顔子の数の力。数の強て数の早し人の益
強勉早しと人とも自限こうう深したと大を革剛
人の加功遂し法とも小方量の小さ不の学の君
治功早し早といふ創業の才の人なりて。孔教し又為
武の。晉侯の時。子思と母と。
三年しかし。実やしの子思大賢なりもと出世と成り

同じく賢人と称したり。扨才能行ひ。物才あり。又更に有之ハ
浮才なりとて賢と呼ぶ。心法かしこ　　芸。術
いとこの者。但おのおのとて別段のものあり。此者場所に
なるべき者。也。此法の法制第器なること又とし時乾度
叶ふまじとて自然なり。知仁勇を三徳とこれを子思実り
此三徳あり。国豪侵制をうまんや。おとくしく道統乃
治なといひたり。此一身のこのきのことにて。国はこれ制ふれて
此三者要之實也　豪大隈とし人なり。此なるこの賢人こ
史子書　曰我我ハ安民孟子し云曰　君子有不義義必亡と
故の魯国より孔子を問ふ府人懼て後地を問ふ。これ
一国の安危是一人より。かうて。是人のれハ国安く。是人を

ハ亡ハ国危き。此高武侯裴番之等是実の大賢也。孟子曰
不用賢則亡耐　何可得欲と是ハ安実の要也

芸　伯武

一　虞舜曰　愚賢愚と。此きんを以治ふ也。扨り教敬
孔父母に孝ハ実ハ孝ハきけんを示ハ　浅儒事　天理に
父母といとり。詩云ふ大小ていとむつ　ばる　の年ハ
老のに

芸　玉置氏

一　四人の怒より過ふ時。いの指　斜ま　とのよ。おのんのこ
ふ示て。かれのいの　指たる　ま。ふとよいて　斜ま　とる
事ハ。五三　あきも也。おのハいかやの時し。此方ハ此年老也

たやすに若らず（さうな）

一 難患の起りし時いのちとの事。人元命あり。元活おすべしと。不敬元命うれと強て最靜なるんと思ふは佛のしるし出る。

扨また心最靜なる者を捨て仁義を行ひ仁義を捨て忠信を

靜かなる（よわるゝこと）まで沿國の道を補ひ。忠信を捨て

主宰として常を右に（こゝろ）。敬念に能かまらずして

大なるを用ひていんせいなり。かゝる者の生涯を

して。惡と心を治んとして治らざるとて。元本の心なり。人為効

なるべし。論語。利害得失といふも。仁義を信とせざる

人を論ずる自然なるべし。論語と論ずる。聖人乃

学ハ仁義と信ずと。道と仁義を其本是以治國の理

学ハ仁義と信ずと言源愛敬と言

い（こゝ）の僅を一箇と治むるの事 法言

一 或問。論語を不敬則治以別平と言て。故を敬を以て

親を事（ゝ）ハ父母を愛慢ならば。いかゝ法（ゝ） 答。聖人言ふ

所の敬。主一無適の敬のあるまゝ。畏敬の敬ハ敬を

思て敬なれ。人を敬たてりることにて。親を親していひ

言ふ。まゝ時ハ必親と思ひ。尊大なる不善。親と

思て人あれハ比すこと。あきの示ハ法。稼くの若ハ

生子匹鶴を知て。子游ハ醜惡ハ知て。子ハ。情慢を

近あり。ハ知ハ。聖人ハ。ハに言へ。ハ。次ハ稼ハ

人まハ方ハを無して傍へ城ハ。命士以六父子

異宮人の布衣以上の侍に。父子宮と異なる時は。新の前
出に稽考して。お庶まと（中士下士の父子（宮の侍者の
ごとき）は。庶人に準ずる。新撰なる寄語なる新撰
庶人に入れ。老若則安と宣（庶人の中に他人乃
老若とは（嘉歴三年）ゆん事と欲事何況家父母ともや
宋儒徐積憑者の勇士（下）如の前（出ることに必公服と
為す）とは不知如故に混淆の行と為す也

一

庶民（一有司多年）庶人のあと引庶して無位者に
対らまと時海海の者よ（四）て。宋多年の引庶合百両
為べし。はるかに切腹に至る。必足切腹に至る。然るに
出家の家庫と家り動と云ふ家り動と云ふ

中語に云ふ。士の引庶は御くふ塩ひ（し）塩ひ（し）
ひと云ふ。許容せざる所は。ひと（人）と殺して不仁也。許容（に）は時
海者よ嘉顕（し）。因縁（に）よ（り）変せらるべ（し）（変）ことは
（まさん）若者（て）海人の引庶（まさ）は。主人のあと私有り
侍（に）ある時は。長幼ふ（て）出用と非用と混（じ）て。
堂海者（に）なり。出利を貪（り）て利を得（ん）為（に）。出世の邪ふ
出れ。ゆえに（て）。不易也。然（て）士人者と申（す）べき君
者（に）する（る）。君子なる侍者（に）者（に）なる（る）ものの（て）。出（て）
ひ（て）の（に）（て）。出家（に）変（て）新あり（て）。出（て）
ひ（て）の（に）（て）。出家（に）変（て）新あり（て）。出（て）
ひ（て）の（に）（て）。出家（に）変（て）新あり（て）。出（て）
ひ（て）の（に）（て）。出家（に）変（て）新あり（て）。出（て）
ひ（て）の（に）（て）。出家（に）変（て）新あり（て）。出（て）

仁厚の道といふ。朋友の信といふ。僧寺の長老と聞かず
やうやうの事ありて。遠方にまかりて。諸方にたづねて勝れ
たる人に。教へを心にかけ。主君をとる歌くゝ
或問道元禅師の講義と流し。今この行業を
もつて。遠信の志切なり。知らず師恩深くは。今師老病と
なりて。幸ひと出でんの為にいかん。ひとつて出あると遠ざかる此事を
知らば。指られまし。進退離合と愛別深くは。いかゝとせんや
若師恩深く老病見捨がたくは。若師
無世の間は。幸に養育と成して。無記師還化の後に後生善
還信也。たとへば親の所生たれば。無世の間は曲従
没後は後生善処の為なり。報恩道面々忘れ可来といへり

一 謂ふ。無世は。小人の恩意ことは。君子は必ず交之の面目なる様なる
のことをすべし。況日の所為あく。異類と成ぬ。若といへど
前恩を背く。許容のまれは。依怙を棄ず。進退合の事を
もの也。揚雄曰。蔡をたゝるはなり。華られて色好と蔡
好ずしも如是

一 謙宮氏曰。君子の容色はいかゝ。法華経
とは。

一 顔子安其楽。孔子曰。若仁者。君子のみ仁
哀楽其の道の至なること如此なり。時いたく人と交容方なる
さはるなり。知人賢ならしめ。関雎は色を安楽

仁の仁なり。これハ吾仁と知席と言ふて実ハ仁なり。此等の人ハ。事のなる程と家舎ゆとと融無一。身とのんでいハ程とのんでいハ天の晴ゝのに繁きし。雨の去あるやうに落るし。鳥の啼くと鳴くも胡蝶の花よ舞ふとかたてしおり為き事たるし此ゝ孝子の孝嬉し国家し赤子なれて仁の仕しなく此ゝ孝子の楽也されハ孝子の楽仁と仕ふる事ハなし。道と楽也と云ふ可し。境界と楽也と云てし可し。たとへハ此の名利の欲念あきらめよ。仁のとして極じてし俗念なく楽きうまとし故。仁ハ不憂と云ふ。又仁ハ静と云ふ。寿とも云ふ。仁ハ云ふ云ふ云ふ。人の安定世ともいふ。

言葉義式

一 洪範の福極ハ唯大概を以て法度なるゝ

一 堯舜禹文周ハ孔子ハ皆れ聖人なれ天下の君相なれ。此民人を治安さすと以て云ふと云ふ。孔子ハ之道時勢ハ法さらゝ。時ハ其君なるの。堯舜ハ選て海寧ゝ。たとへハ周礼の有て鑽鑿改革の春取柄抑之大夏取東書之大等此事。仁の義とあるのあれとも仁義義ハ妨害ゝ民間の中のハ東周ていらて民人の安ふる而ハ民間に其間ふして一変たるゝ。ハ従民俗。衛し又魏。此三ハ而謂天下の君相なる聖人。此民人を治安さすと以て云ふと云ふ。故て是時ハ法さらゝが為ふと語と事ハ教て海寧ゝ安ふる而ゝ。孔子ハ十ハ法ゝて教と事ハ法ゝ。道理と唱ふと

[illegible]ハ至於孔子而精盡ス。是有生民[illegible]
未嘗於孔子の賛歎[illegible]ル所以なり。[illegible]ハ
[illegible]と云ふ[illegible]酌[illegible]て[illegible]
[illegible]より知命則是以為君子といふ。貧富[illegible]通の[illegible]
留めざるの論[illegible]知命也。[illegible]の窮理の学の議論と事と
[illegible]の[illegible]ハ[illegible]れハ君子ハ[illegible]
[illegible]と者仁と[illegible]の[illegible]ハ[illegible]
の[illegible]。[illegible]より所謂天命[illegible]の天命[illegible]
[illegible]の天命ハ。所謂積善の[illegible]慶積善の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]より強る[illegible]。[illegible]ハ今の移[illegible]
[illegible]ハ[illegible]而[illegible]ハ禍害と[illegible]

有[illegible]。自[illegible]の天命ハ。亦謂福善禍淫也。君子畏天命とハ
[illegible]。貴殿の出[illegible]ハ。可[illegible]有福而無福不可有禍而有禍とのり
たまへる。[illegible]。立論の盡[illegible]俱[illegible]の
人と[illegible]量より大小廣狭[illegible]剛柔敏鈍の[illegible]故[illegible]
[illegible]善[illegible]ハ[illegible]。円[illegible]柔弱[illegible]
常[illegible]。通達[illegible]ハ自[illegible]。[illegible]ハ吉[illegible]
利益[illegible]の福[illegible]又指潔ふ[illegible]人と[illegible]
[illegible]。又源訓[illegible]利益[illegible]ハ[illegible]福[illegible]
不知[illegible]て落[illegible]と害[illegible]。[illegible]ハ[illegible]
[illegible]に[illegible]人の一生の害と[illegible]

氏に法界有て道理なり。況人を猜忌人を疑ひ猜ることなく
又善と為すと云へり。好んで者造物をなす有造物をなす
正。又善人と云へり。才遅き士貴人に常に対機の法
やすし。故に成功す。才敏人は福早く才遅き人は福遅し
始終ある人は多く福を。始終なきは一たびに多く三世皆自
為の形。又おくの得失は大概恨。何を苦労と云へる
人。漏に機あり造物の気正に拙よ事を作るべく

一

問執政人は諸侯の国は京洛と云へる関中の士民素
人と歴むる故に隙間なし三世箇所なし神社花園浦山
なるの業落と云へる春は花の。夏は涼流。秋は紅葉の。冬は
雪。爾手博戯楽射夫馬競馬等の遊観あれば士民乃

人と歴むるのみなるに人民業食を営て利潤を好るも
亦有て。覚子民は楽の一道。但歌舞戯はあるまじく乃
婚礼を乱して。国俗の大害と為べし

一

問信仏人は貴殿の子息弱冠必ず貴殿よりは之
うれて貴殿いまだ脱たるに義絶して行方知れ
ぬ事を嘆いたり怒るべく嘆たるべし。然るに新
事は人の為。逃亡して出家遁世の殿也。出家の
道理は世間無事にして仏法を信じ仏法を学
ぶ

若子金氏

一

第子と為るべし。衣服飲食の上に於ていとやもすれば

借金の延期得たる人と財産を共とのの。已則忠信。あまねかるまじ。只二三人（さまざまの）借金免とす。
小錢ノ下。是方ノ下。おのづから。益〻財ノ下ハ
貴殿の虛樣て借たるものかるハ
但機械計較の走るものハ云非也

同

一 數扶職 元祿年 金子五兩 被せられ人を
籍と集て。故義 前のやうに。義ハ和ノ下ハ故
義ひとて可ノ下事。理を事ハ
いたるまふあること不去時ハ弟を事ハ極たんとを
年事物恩と交たる人ハ
進退統合ぬ下。義ひて義と。やうこと

一 唯行者能好人能惡人の章。朱註のこと 仁者ハ私心なきゆ
故ハ好惡者於理ハ。者者能好人能惡人とハ
好惡者於理者者ハ
能惡人とハ 好惡ハ 私心なきゆ 義ハ能好人
能惡人とハ 好惡ハ 私心なきゆ 義ハ
私心と仁とハ 者者能好人能惡人 副解 ハ
いと 者者於理而 私心なきゆ
徹底 徹底 徹底 者者於理而 私心なきゆ
ある事 賞罰 の事 ハ 嗜慾のもの
仁人ハ 私と 義流 義 唯 唯仁人能好人能惡人

いうを以て見らるべし。然して仁者の資性は、必ずしも中庸にして毫厘も不及なきにあらざれども、必ずや仁愛なるべく、偏なるべからざるが如き、至極の言葉なり。故に夫子曰、唯仁者能好人能惡人と。是れ的中と云べし。必仁恩なき方へ傾くべし。故に能く体察して後知るべし。仮令ば漢高祖の如き、乱邦に重典を用ひて、民の心を得たりしなど。

一 顔淵の後に一時夫子不動顔淵のまなびを。人の厚く幸を知りのみにて幸。不仁の極也。是と伯魚と幸り深しなり。故に夫子二人を以て顔淵を助る動を知るべし。顔淵の門人と云る者いかなりしか。

先師いはく。顔淵として幸。孰か愛せん。聞人厚幸。

顔淵の欲を寡くする事あり。西道なるべきにあらずしてなれば。

一 松平氏問湯武の禁討と征伐とはいかんぞ。先生の御説は。

答。臣子の義。関係に夫討未関教君と云て湯武諸侯の位下なれば臣義道として。位下なる者は、新記格式を禁討し湯武は天子の君位と云事。湯は契の苗孫武王は后稷の子。周室の祖。湯は契の苗孫

只愛商の君子なるより王者なる故に生ずるの説を集録し
原始して生道を推究せざる不活なり。従上古と伝てしかれども
天下と安しとなしの地。何の難しきあき事也

若 人世長

一 性と天道との説。愚老凡人論のごとくなれば。凡人も通達
やすき実理なるべし。子貢の言を以て見て得而聞べきなり
貴殿 孔子の世。九年 未発表、愚老ときは。後儒の
学問を指摘なる 教金論を排。後儒の見識を仕ていし
多分の説より何の言葉微妙なる事しなく明白なる
ものなり。但人の性異同 ありこれあるよ 己て千百年量。一世よハ
性行なり。別に事ハ難し。凡人面識知人推難

也之。況天道の妙 不ハ。猶史 至精 至神之。愚老八十年
年七歳なるを迄。日こふ 知るのみなりて 感歎なるハ。子貢
子貢 不ハ得而聞也と賛 義せり

一 夫婦の別と云事ハ。端緒なること云。夫婦のなるハ交合の事
なて 己て 近く己て 親きより故よ 仕てし 端緒なる端緒
あるる 故 芸早の 雑別 亡ひやとく芸早の 雑多
博。教 命行 ハ 孔 ハ 云。 故 夫婦の名ハ端緒と 貴 ハ 也
而謂夫婦の別也

一 也 名定 人命の 生 ときと見て ハ 人 慶 して 世界 ハ 多
生 ハ 思 れ ハ と の。 ハ 人 ハ 明 ハ 生 ハ 也。 凡人の 面
生 ハ 論 有 面 行 ハ 男 ハ 行。 寿 生 殊 ハ 也 ハ 人 の 身 の 上 ハ

[illegible]て後世にいたるまで。[illegible]
[illegible]。此の時[illegible]。[illegible]
自然の道理也。故に君子は楽天安命。憂[illegible]過ても動
きなく[illegible]。[illegible]と 延寿[illegible]
[illegible]に道つれば悪をして人道の害となすこと。君子の所
[illegible]と云ふこと事として。観念と修[illegible]
[illegible]事也

一 儒者の道といふは[illegible]の意[illegible]たるよう出来る[illegible]と。古来
[illegible]書[illegible]し儒者のたとへは。百人の
道と儒者の道とは[illegible]の名称なんと[illegible]
[illegible]

一 王道は文士庶人の和ハ形[illegible]。聖人の道ハ[illegible]の人の道
なれハ。則王道は文士庶人の道也。一道の和[illegible]
儒者の道と[illegible]。春秋の事也[illegible]
[illegible]文志所謂九流[illegible]儒者の道と[illegible]題目出来
たる時[illegible]。市[illegible]曰儒とハ文士と云。文士とハ。書籍と業と
出[illegible]。遷常[illegible]ハ[illegible]学と修[illegible]。[illegible]文士の[illegible]道学
[illegible]。儒者の[illegible]。[illegible]門あり[illegible]
[illegible]。子夏ハ[illegible]子儒と[illegible]。子夏文学と業と
出[illegible]。[illegible]曰文学ハ子游子夏と
[illegible]氏問王道ハ好遷有謙徳者ハ有湯[illegible]。有奇計異ハ有[illegible]
[illegible]。[illegible]者と[illegible]子孫[illegible]

為も十よ（五十し拔よ。）ことの。是ハ仰とし為りて者

有陰德者ハ有陽報 有奇計者ハ有冥罰ハ十の九 然れに

世人ハ目前の利害を計て幸而免れ

一日目を分らぬハあれ共目分不ては免れ目を分られぬ。

其報の只速くと遲き。利害を計る人のこと也

目の分ぬを欺き陰ハ少人をたとて目は人を欺

為と思れ欺れて刑をうる。幸而免れ者。手を入者

を仰て刑をうることあれ共盜ハ人の殺盜ハ人の幸而

免れと目あて知の故よ盜るを知れずして。ほの刑を

うる者。是歟。目分を欺めたる人

奉行人拷問と目分ハ未然年中度々ハ

一

武田虎寿二ヶ年と勢ひ強し幸にて小 若狭の

儒人論 論をうる人ハ多きよ。唯此事ハ行言集 婦人

刑と事 古昔法候書を要しふ必姪婦を信ずるとも

是に漢の人情事 我者に比て不用 凡ハ土俗人情

所て制をる故よ。漢用 ふ。本邦の人ハ婦と要て

大切をれ事と徳室とをに人を慎ん信ず人の常

情なれハ也

答 [illegible]

一

夫子ハ管仲ハ仁者と稱 ありよ。孟子ハ管仲と點げる者の

能也。是ハ夫子ハ五霸の田を植る管仲を為て。是師業

ハ為ハ。府植る二面不識管仲仁者と 是よ。是ハ是非也。

儒者の五霸を去らざるこのかた道。[illegible]
のごとくなり。論語に邦の子産を論じて治三亭[illegible]。其
[列]曰子産有君子之道四焉。其二列曰惠人也。其三列
曰子産[illegible]師之[illegible]伝[illegible]云仲尼曰子産古之遺愛也と。
皆誉めて[illegible]。孟子[illegible]子産と論ずる事一章の曰不知[illegible]
只一人の子産[illegible]て夫子[illegible]如被誉。孟子[illegible]毀[illegible]不謂
吹毛求疵と。後世の儒[illegible]おのおの[illegible]

一

割[illegible]食席不正不坐[illegible]迎切[illegible]事
[illegible]是[illegible]切の[illegible]
肉のこと[illegible]故に夫子肉敗不食色悪臭悪不食。切に
[illegible]上文と連[illegible]但色臭悪[illegible]

一

割[illegible]前を以て云。切に[illegible]不食。割の法と
以て云。[illegible]夫子如形の[illegible]
[illegible]。[illegible]
席不正不座と古人[illegible]席地而座[illegible]。実必方面
[illegible]席の[illegible]人と[illegible]
故に[illegible]席[illegible]。必
不食と[illegible]。但夫子の[illegible]
[illegible]の事[illegible]
見斉衰者瞽者変[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

故ニ聖人曰此ハ禍ノ始ナリ紀綱ミテ必容貌を重んじ給ふ。
文明の世にハ恭しくハありて苟しくも治むべき也。是則
礼楽之敬和必要なるといへるにて見らるべし。貌ハ貴人ならハ
故ニ聖人これを恭へる事ハ何れも貴人を恭しき事ハ賢なる
不得して人皆敬まる也。故に貌ハ如何にも必有る事に
於礼一時の器也。故に貌ハ孔子も又礼貌を以て由り治る
鞍韉必以見とへると見るべし。其人を称。蘘管にて對置を
用ひ来りし聲者ハ先王の雅楽と爲する也。聖人礼楽を
以見給ふ也。礼楽の人を感する也。今の三弦を弾て
淫流蕩とする数の聲なれども、是あはれむのことなん。然し
なまめかしきを嗜るに衆耳を感ぜしむる人を歓ばしむると

いふハ非也。あはれむとハやすみといたはりたる事なり

一 謂執政人曰。今の諸侯の家の滅亡。是皆其家見るに不振し
亡。或ハ十七年未治まりて。死去致して親夫親族等を以て家督
継嗣と定むる事の如くすして亡ぶるなり。即ハ乱心闘諍なくして
亡ぶるなり。或ハ不幸にて子生れて治まり居る故亡ぶるなり。即ハ継嗣
未定頓死して亡ぶるなり。縦ひ生れとも其実ハ数代虚弱なるが
故にて大将の君として狂愚の君出生して。其大のことく亡ぶるなり
此等ハ皆積りたるの余殃也。故ハ不幸にして皆是なり。積善人ハ必ず
あつき礎石ハ、あやまりて之をもちても砕けず。砕くるも
落ちなり。或ハまつかにあらず砕くるは忽ちに折るる。人に是非あらず
見て。今日折れたりと思ひしかど、実ハ多年研へ（ま）ていきね

[illegible]

一 或問孟子曰 [illegible] 巨室之人 [illegible] 出 [illegible] 何如 [illegible]

[illegible]

一 子曰 [illegible] 其善者而從之 [illegible] 周之德 [illegible]

一 興於詩 立於禮 成於樂の章いろんなこと

一 孟子の知言と言ハるゝこと [illegible]

論語の末篇 [illegible] 則無以知人 [illegible]

一 諸國家人 [illegible]

勤むるされとも一生是を守るおいて浮む実を見る人は亦智を為
其の時を至て或ハ禄を職し。或ハ権威と云ふてよからぬ親とハ
罪せ人て恥かしき事あつてこそ。怪られぬる事ぞかし
大学の伯氏を見ひしとかんけれハ此度と書て為候

学

一 文質彬々善と定めるハ。西附事を記するに。凡今とせ為て
さる宮よ存さるは語ふとある儀也。是も思ひ中庸等と見るまでの事也
先余とこして此次子貢の尊に閲し。外ハ。此人丈夫の文話を見
義ひんでみ新了へし。記れとも。丈夫の文賦ハ必しも務めず
文あらば一以貫之語へる也。故よ其言如此 文質文見大学の
好問揚善をとるなり。文学[illegible]名利のあかり
陽明の説ハ。論語とも見るなり 宗廟の儀に随ふて出て家臣凡よ
令としるなりぬ

一 先王以詩書礼楽立教夫子も亦備に詩書礼楽を教の資料
とし給へり 興於詩の章ハきとめと定へり凡人情辞之関する
事ハ感興必しも深く歌ひて古人の詠歌のきこえ味と詠哥し
人々も見聞してハ。深く感慨しける。先後歌自然の徳也。
帝か世の時。一友親と契むる事ありて出家せんと思ひ
主従友深むれとも不関入申し 其ぬまに詠て。時の附歌
あたる扇と申し置ぬ
あけれとてはこらへてし 古ハ世を[illegible]
世歌 詞花集に有て 行等僧正の哥に かの友此扇をと見侍

僅に。高如峰しく学んで法れば出象のごとおのづから高し如。漢人
の詩は漢人の歌也。右の如ハ漢人。詩を感興とする事亦然
なり。是故に以特立獨行此日興於詩(詩)とも一旦感興
するのみたゝ酬ゆるに礼を恩を。報ずる報礼礼と。詩を立
志のためとするの也。は日に立於礼一但平らけ人〻〻お感動して
我が身をおしはかる故。右人重王樂といふ事に制作者
仁者の心と章歌に作る。第旅をつゝ仕事はけ〻と毎
百人の一感する所也。是人事ハ人と和歌事に
作る別熟〻しめんを欲して也。は日成於樂楷(居本)の
詠歌ハ悪慕愛執の情を詠事情者本邦の流れハ
典故のごとく漢能を書き情ハ人の隙樂事旅。

一 知言而知人事 切実の事(事)といふ。言語 孫策の為に雷霆に
故に君に〻。孟子の知言といたれるハ人の悪きを知の事故。
故これを耳に出ス

一 貴賤の事。貴殿 [illegible] 仕ふ(ふ)と親の親
一ゆ〻〻。[illegible]貴不肖ハいふ(ふ)忘れ。[illegible] 孫を(を)
なしは[illegible]不肖にして何の事をしなしとい(ふ)ふ[illegible]
悪科ハ[illegible]半遠る減孫を(を)[illegible]
減[illegible]の也 [illegible]の孫の[illegible]孫と
[illegible]。[illegible]の伯[illegible]
[illegible]を孫[illegible]

後為民者より法ることなし。法あるときは徳と同居して。常に
義法ることなり。為政者極せんとす。有司たるべしと。其
遂に。為縣令て刑ち為と牽法こひおい。法令が
子何を能耕すに。況法令と為政者ひはるるは。春秋
世部といむ。先王の為政者
山田民間。農。この事。下民博ふと極て。博ふ制も孔子上節。
ひとをやこ下授ハ有ることなし　若。お願離婚の為ば
若ハ出訴ニ下ハ。諸方の為より元ひて。為勝る
者ハ勝ことなし。為ることなし。時節出ひて
為ひ為方ハ食事。歩願ひと。諸方ハ拾ふ歩諸ひ
と願方の中小注意。諸方ハ為ことなし。諸方ハ為ことなし

ら社ひて勝ち負ひとひ。又諸方の太家おい歩願
方と法ひとも出所ひる上ハ。諸方と定めて。賠償を
ひらるべしこと　上の問答ひ法ひ。昨年。山田民歩て曰。勝
法の奉行建設の歩願大概法のことにて出ひ
勝歩一流ひることを法ひ。為後事行ふ。事門人ひて
ひとこと

一　農民問。道ハ士農工商　一国の中ひて法ひに博学ひ法と
農人ひ。民ひ為ひ。ひ博学ひ文と言ひ
不法ひ数　若出所ひ問。道ハ士農工商　一国の人ひ
農工商貴ハ人ひ法ひ。其道と為ひ不学ひ
信礼義廉恥を不出して歩。ひ為ぬ。士大夫ハ大ひとに

君子は以て踏むと禅は武を治むべき器なるが故に、将く学ひ
さる時は事業を成就ましたてきし。すと以て晋の王敦
孤独を守りて意義を攻られる時、[illegible]道を嫌ふて狂楷と
愚鈍を以てなりとし、王敦願て楷の下に大なる疵を被と
し、[illegible]音[illegible]へ[illegible]音[illegible]られ、積大と称へく其孔道を憲ふべし。
王子に悦[illegible]られ。以て[illegible]楷を崩し[illegible]楠木乃
書くへしと文選晋書等を見られたり、千劔破籠城の
時楷をとり[illegible]崩して是等文物に[illegible]て[illegible]
道[illegible]は将て学者[illegible]精徹[illegible]通りけく、王氏が学者
心一則に在と来むるは禅也

杏井正武之[illegible]

一 [illegible]するといふは欲を忘るゝ也、欲を忘る時は大事をなすべし
於ていふ

一 運命の猶は、荒の未生前は眠るかごとくにして、荒出れば急に
発る敵の発して不得事なし。勝決する人は、二物の猶を
左にして[illegible]くして荒を見ては期をとる。庸人なれば

一 学文上達されは永年[illegible]の[illegible]事にあらて、一畢竟は
也、是は徳行のすといふ也。但庸人は[illegible]見合[illegible]合を宗とするが
[illegible]は[illegible]とし[illegible]学者の[illegible]出、[illegible]
[illegible]。常に出、故に奇功也。是は事
務の[illegible]置と[illegible]。
豊臣太閤九州を討伐して、[illegible]剣[illegible]深夜の

[illegible]

一

天正五年信長公より秀吉に播磨一國を給はる。秀吉
討取て帰る時。秀吉を高ひらるゝは。播磨一國討取へ
しなんいとやすきなりにて候。
御伽衆と仰せられて。秀吉に播磨一國を給はる事
[illegible]

一

天正十年信長公より秀吉に播磨の内
[illegible]
君仰せられ候。是信長公御恩賞なり。
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

井上氏問。新造のあとと平く静めはいかゞ仕るべ
きの禅師とこたへ。漢の高祖関中に攻入て。平く
秦の苛政を除き。法三章を約せられ。秦人なる
所服したるとなり。又問。新たに入て。前代を
解脱と云へいかゝして知へき　答。異者とをつけて

若い者と問へり

一 井上氏問ふ孟子に問はれたる時 孟敬何以前と答へり。
敬と曰て父母の年をたずねいとまなきあり 前の
年なるゝは父母の為なり背くあやまちなき事あり

一 問報改人曰。治国政法と出さず能く人情
を察し事則 素ゝ人。たとひの所法法をもて治
深く善治に。新法のあるべきを人恐れ治るなり
法を捨人ゝ十人あるゝ所の者 速に出さへ
よく云ふ所ゝ人法ゝ人ゝ人ゝ
出さるゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ

一 武問三年 云改三年道の章先生の言 左氏 父
父没して其志を観 父没して。父のなり行ふ所
変ずるを揚ず。尽孝の情 [illegible]
善。父の遺命をもて [illegible] 年六歳
[illegible] 武人喪に [illegible]
及ぶ孔子 [illegible] 命 [illegible]
[illegible] 父の善を揚ず。三年の後 [illegible]
法術也

一 蘇氏曰 [illegible]
人の法 [illegible] 世 [illegible] 仮 [illegible]

芸 関本氏

選集のり用見せられて。心得ハ教ひ。一段すすつ事ハ
尤論して。(何事も学して、大中至ハ偏なき)但人乃
事と熟たるとミし、文ハ道を用ひて、あきのらふ事を吹成と
求むへし。(ただ意熟られたる人、若黒ハ悪九れハ自然ハ従ふる
もの也。)意附をもとして、文を泰唐して。此根を定めらる。
女能ハよあら、る意の志世事の用捨ハ大ハ外なる成
ならん

一 極同国法法是のこと 柔弱ふして。女能ハよりて
敷ひ、貫ひと古来(通達)しぬ。無度延門ハなる哉。
女能ハ難き、いふへし。諸あらしる。深めさきを疾後ハ移深して
深めて(全)況ん。若し。御同後二年 勝年来 上のはなかふ

味と覚して。其虚より 答られ来る人あれハ。深く給ひとも
深まりぬ。(下山惟安能ハ教ゆ事有之度)ても貴(展儒)
腰と推ろ老汁(連達)しめられぬし。ひ達と方よし。下
達さらふへし。ただくハ。老若坂道とよりぬ。所老人の
より勝と推ハ よう先後 しるかとし

一 武州騒擾ハ改大事ハ論語ハ出。又儀のるしある。仍の事なき
まにても此よ。古来ハ礼あるすハいふ好なまて也。
周礼より有之よ候て。寒子ハ古礼と記せらる。諸もちす
いふもの(本邦の昔年の菖蒲 節分の記いふ来しは)是ハ古信ハ
あれにめて若年仁義よ甚の(体事)ハ。斎者出れと云めを接
周禮ハし 有しかるへし。若仁義よ 書何ハ必 是と深むへし

明の太祖の英文を修正せらし。人倫の書物を著はす。
のとの舊信し以て亮として廣置のこと

一 武州 来の蘇雲卿ハ来朝（代の大賢）と共に江戸へ
とも法徳をとゝのへ欲さるゝ。蘇雲卿ハ
せしめ〳〵 出ることゝ。伊尹諸葛と蘇雲卿と（流の人）
乗物なしの 蘇雲卿 伊尹諸葛と蘇雲卿ハ可次有名の人物なり。伊尹
こゝとも殷湯列〳〵
諸葛出仕へ多。来の高ふい庸主。故ゝ蘇雲卿ついな
出りしも。来りていう程動切と求むるもてし。是ゝ主の仕て
成功ゝ安ゝ共ゝ廟の骨折て。たてよい害ゝ過ゝ有。
光雲卿の判断也ゝ

孫子ゝ七計を以て師の指図とゝなるゝ。ゝ共ゝ
共ゝ大概の概論。ゝ実ゝ時。指図ハゝ有人乃
智恵。事勝のゝのみ

一 御家の御ゝ。来〳〵能ゝ仕ゝ有。件数一ゝとゝ。
なゝ花の咲ハゝ花の咲ハゝ 別ゝ花ハいゝ咲。
同様ゝ決断ゝ
出ゝ人ゝ

一 信玄浪漫ゝ主君の信と面花とハ為ゝ
ゝ花ハ。主君の

孫子ゝ七計を以て師の指図とゝなるゝ。ゝ共ゝ
共ゝ大概の概論。ゝ実ゝ時。指図ハゝ有人乃
智恵。事勝のゝのみ

一 御家の御ゝ。来〳〵能ゝ仕ゝ有。件数一ゝとゝ。
なゝ花の咲ハゝ花の咲ハゝ 別ゝ花ハいゝ咲。
同様ゝ決断ゝ
出ゝ人ゝ

一 信玄浪漫ゝ主君の信と面花とハ為ゝ
ゝ花ハ。主君の

[illegible]が一定[illegible]。[illegible]君[illegible]特と[illegible]せられ[illegible]
して信[illegible]にいたり[illegible]下とは何
一 支配下（財）貨者の[illegible]
[illegible]れ[illegible]方にて財政の事一下[illegible]。[illegible]て
[illegible]

若

才一條の間に奉ぜ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
道[illegible]
[illegible]
難欲從之未曲而已[illegible]
[illegible]
能[illegible]心[illegible]。何[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
言語。[illegible]

まてありあへてよからといふもれぬ味あり。所謂温良恭倹譲
申ニ夫々等也。是故子の自労ニ早まし、やうに流れ
ても及ひかたきハ未熟故也。法師の本邦の沈と（躾之）

要　長田氏書

世尊若君様ニさに付し、此目出度候。但此御行ニ而大方ニ
まてハ、女房ハ貴人の子なるへくハ女中まて育、故。是躾
なりや、もとは。是又十歳頃迄ハ遊ひのことて、目上作し候ふ
婦自形よんえすりなく、手随ニ躾を引立て候ハ御行主君
ぬと仕て。君若御初雅なる所ニ相応なると格式
よりて御行所ニ知りて、下ニ重く、且れハ随ふ是躾とし
手随ふにならハ、心得違しに不成し。手随ハ本ありと而之

以下ハ。七歳半八歳ニもあり候て、御女たちと二十有之是ハ
昔より相習ひし一時斗。五半年も及て、やたら四書
小学等の素読。此ハ女中ことをわ目ニ付ふ一時斗りツゝ
草様になりあくて。年頃の大学記の教訓ハ
如くよし。五十二三歳より聖経賢伝の講釈を聞
人、兼て武藝をも学ひ候ひ、下ハ手書学文しかして。是ニて
人手随のまゝの心ニては、なし。手随ニなりてそれ後。儀り
これなんとすへき故ニ。当代手随りと（此之）秋言ふ（下入）

一　柳原氏、何ニ御度至尤ならぬ越境の本所の蔵を家等ニ名所作
候ニて如とくに致ヶ一かたし　若年ニ度ハ御度新ニ
まての志らぬ地境へ出。是後不和の本領取ハ。

数十年勤めきたれる者あらん。其外は、武の事にかゝる
者へは、猶更の事なり。是最原の御法也。此事より
裁判に及ぶ

一 諸門武門。或人数の決断いたし候とても、其ところやうなる
いづれにしても其ところ御沙汰を罷り出候事
名義とこれ定めて決断いたし候。其ところ申越せる
得失利害とかゝるとて決断いたし候は其ところやうなる
詮なき事に候

一 謂ゝ立置武門。当年由款之し訴に及ぶ。職務は一人にて定め
し其所の非人あるまじき事也。御の勝手なるに任
但其非人は以来も任せられるは、其に立かへりし事也
人数あまた所々非人をふり候は。家来 水呑 百姓とて候が、凡そより
役の財と費へ。是等を費へ。これ秋禄と費、増合と費へ合
無益人とあり候。但人立かへり候。此外貴賤によらず
不便にて 但人立かへり やうに致すべし。是仁政。且は水呑
百姓おろそかには、国の大利なりて候。百姓は能き村の水呑 百姓
其他財は備へ出しあしき耕耘の力をもってよき実のり
豊饒なる事にして、学文は国家を利益すること第一
とは深き一箇の心の法のみしか。周公孔子の学文を捨て人
仏氏の西土より入りしものなり

一 今武門徒は美徳なりとして候事。重人倹則固と申す法
なり。候は 倹をいたして法とする事を用ゐ候いたし候。用ゐる

いづれの時にかなりても因廻笑殺と免かれ難し。とは言人
与世奏之寧後と云。我い誕生遊し野人と云。寧国と宣
一事ハ一生人の所行後野と称し法山称也。ばいしのんち
与孔ハ教して天下国家の風俗潔しよ紀義なむいもき
あく。貧実の心遠ろかし。紀義もしこと時ハ。必上朋てよの
よしハ倭漢とも皆思ふ所ろ称ハ初めて国と法むるくなる。
法のおさと後学ハ法学へハ。三代めよりおきなりと学
みて大なる大代めなる大学よりおもむくよのよしハ。初ろより紀
義よりおれハ。三代めなる早大学起して。国脉ろろ法永
かしすめを以て一生人常よ 後世よりおのの人有 授ろ学ろ
学者ハと称ろ礼ハ貴し学ハ此の等常の見識なて。毎し

学得ハ而教時学を以ろ称ろ大の三軍。第ろの法ろ称
ハ法

一 又問生死のたとしいかるハ。生死の理と以法ハ如何也
先生ハ云 難答 若孔生ハ生死の理の比較書
死生ハ事ハ。生ハ自然の事なれハ。敢答ハ云と及法と更
すべきやしと所ろ君ろハ。死生有命と云。孔子曰
いろ。かの生死の理と云ハ。生ハ佛氏人と俗と弄ろの説
但生の理と云すハ。生ハ達人よ知ろ所ハ知ろ
謂ハ孔氏一日 難答 人。大学に言年よりろ人ハ知むるなり
賞罰 自達 学ろ知ろ。預め学ハ法よにして
一 或問 前の白居易。鳥窠禪師よ問て佛法 第要の要と

問ふ。禪師答曰、法悪英作。長善奉行と。是を以て
是の時、仏法を毒害と。是れ悪英作。なれば 答。
言語を以て道をいふ。異なり。ならば 答。
異なり。ならば 答。
是れ是の時、仏の伝る所の法。是れ人。是れ人なれば 答。
是れ是の時、仏の伝る所の法。是れ人。是れ人なれば 答。
仏法を学ぶるのみ。仏法を学ぶに樹下を栖とする事なれば、楽閑
行脚の人。其衆若しくは、法の為に仁義の為にして
一 或問ふ。霍山禅師、(霍山人、野県の
主簿職なり。)時、氏の 粘竿を折れりと。其事如何
先生云ふ。いつの頃なりしか。若し是れ氏を指す
問。氏の 不孝不睦、不悌とい(キヽマヽ)ひて。是れ氏を
云ふ。(キヽマヽ)
[illegible]

[illegible]。何を云ふ。[illegible]。周文王の法楽と云ふと。夫子の釣
弋に法へる。彼氏の粘竿と。仏の異なる事なし。霍山
云ふ。仏法のみ。明道いまだ[illegible]
なり。形骸一序の時の事なり。

一 氏問

一 論語書して、是人平常の行状を[illegible]
入らざる故なり。[illegible]
一 罪人なる時、明細の詳細と為れば。是を師と為れば。
厳しく。能くしきをしきまして。[illegible]
物と為る。為人なり。[illegible]
[illegible]

答

一論語の書其解ものりていろ／＼ある事ありてハ未た疑しき
とのみ知ふへし。凡そ何事も皆左なり。是聖明の諸儒の
説を其儘信せさる所也

一罪人の詮議の事　罪の首従軽重を考へて裁判する
事也。首とハ其罪の本人也。従とハ其事に加わりたる
者也。首ハ其罪大也。従ハ其罪軽くして。是則ち権
道なり。一人をして死せしむ罪を犯せし一人に附するハ首従
酌定の法也　はらしく

一謂人曰事君ハ忠義の本を諫るまて君の悪を弥と諫る。是を
論語に曰事君致其身といへり。政事を執れハ大凡事君者忠

其身、某ハ眷属を過て後ハ。君より之れを謁する事は
強達て其は事に及ぶ身をもて諫る所ハ。其他の礼に事のことくて
君の為とハ苦道。即ち其て勝る也。今の人此をもて是を
志る也

一或問論語に自行束脩以上吾未嘗無誨焉。経典人部
書物を奉りいへる　答。古礼初めて先生に見へる時ハ
執束脩。無事謝遣あり師弟子ハ定て他人なれは従て
束脩を以て向後師弟子と初と云て約せし也。これハ束脩
なりに於てたすけ師恩に背く先にたる事。夫婦。元他人
なるに依て。束帛様々の結納とありて。向後夫婦と初と
云して定めたるもの也。能く其れて我待出て。右合て右数ん

君子之絶命。故子路聞孔悝將死而入之。
結纓而結。是知生死之間。不可苟也。
同意也。但孝子邦易束脩。而禮之薄者。故曰以上以尊
卑之別。鄙者可以下以尊卑之
堂上之禮。東方朔乃爲之。
下若集終